

意見書

患者会、キャリアの会は HTLV1 を感染症法における 5 類感染症に指定することに賛成 します。

【賛成理由】

(1) HTLV1 への認識が高まり、行政、医療現場による地域差の解消が期待できる

現在、全ての医療機関、行政で HTLV1 が認知されているわけではありません。医療機関においては、HTLV1 関連疾患の診断がつかず、また、確かな情報が得られず不安を持つ患者の相談が未だに存在します。またキャリアと診断された人が相談できる行政の窓口は、地域によって機能していないところが散在しています。「5 類感染症」に指定することで、認識が高まり、どの地域でも正確な診断、情報発信ができるよう望みます。

(2) 正確な患者、キャリア数の把握できるようにし、HTLV1 の研究をより一層進めてほしい

「5 類感染症」指定により、正確な HTLV1 関連の患者、キャリアの数が把握できるようになると思います。これにより研究が進み、感染拡大の防止を図り、予防薬、ひいては治療薬開発へ繋がることを期待します。

(3) キャリアの相談窓口として保健所（保健センター）が機能しやすくなる

現在は HTLV1 について対応できる市町村の相談窓口は数少ないです。啓発を進めるためにも相談体制を整えることは重要で、その役割を担う保健所（保健センター）は「第 5 類感染症」にすることで法の後押しになり、機能しやすくなると思います。

最後に、「5 類感染症」指定によって、偏見や差別を助長するのではないかという意見も聞きます。しかしながら、偏見や差別を生む原因は「無知」にあり、「患者本人、そして社会や周囲、家族が正しく知ること」で問題はなくなると考えます。

以上ですが

対策の推進のために HTLV1 を感染症法における 5 類感染症に入れるとともに、十分な普及啓発をお願いします。

2019 年 10 月 17 日

NPO 法人スマイルリボン
カラッコエ かごしま
アトムのか

理事長 菅付加代子
代表 池上真弓
会長 石母田 衆